

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月12日
【会社名】	グローリー株式会社
【英訳名】	GLORY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾上 広和
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務本部長 藤川 幸博
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務本部長 藤川 幸博
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 575,050,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	グローリー株式会社 (兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2018年11月12日付で四半期報告書を提出したことに伴い、2018年11月6日付で提出した有価証券届出書について当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また添付書類のうち、「第73期第2四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

事業年度 第73期第2四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部【参照情報】

（訂正前）

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第72期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）2018年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第73期第1四半期（2018年4月1日から2018年6月30日まで）2018年8月9日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2018年11月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第72期有価証券報告書又は第73期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2018年11月6日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日（2018年11月6日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

< 以下省略 >

(訂正後)

## 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第72期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)2018年6月28日関東財務局長に提出

### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第73期第1四半期(2018年4月1日から2018年6月30日まで)2018年8月9日関東財務局長に提出

事業年度 第73期第2四半期(2018年7月1日から2018年9月30日まで)2018年11月12日関東財務局長に提出

### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2018年11月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第72期有価証券報告書ならびに第73期第1四半期報告書及び第2四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年11月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年11月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

<以下省略>

以上